

京都市告示第476号

京都市梅小路公園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年2月6日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成26年2月12日(水)	緑の館		変更後	2月12日
	庭園			
	緑の館	和室及び茶室	現行	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
		イベント室		
その他の部分		1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで		
庭園			月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	

(南部みどり管理事務所)